

日本でのI-REC発行について (手続きのご案内)



2025年4月14日
一般社団法人ローカルグッド創成支援機構

対象電源に応じて、以下の条件を満たす必要があります。

※2024年8月29日から条件②の赤字部分が変更（追加）となりました。

＜条件①：非化石証書を発行している場合＞

- I-RECを発行する電力量から非化石証書を発行している場合、当該非化石証書の使用先と当該I-RECの償却先（Beneficiary(需要家等)）を一致させ、同じ量の非化石証書とI-RECが償却（使用）される必要がある（発電量の期間の一致は必須条件ではない）
- 上記の非化石証書のトラッキング情報とI-RECの属性は一致したものが償却(使用)される必要がある。

＜条件②：電源に相对契約等がある場合＞

- I-RECを発行する電源が発電事業者と小売電気事業者等との間で、①相对契約、②特定契約、または③一般送配電事業者との特定卸供給契約に係る個別契約が結ばれている場合には、当該I-RECの償却先（Beneficiary(需要家等)）は、当該電源からの電気を消費する需要家とすること。

※ただし、上記 ①～③の相对契約等があり、発電事業者と小売電気事業者等との契約書や覚書等に「契約により供給される電気が産地価値・特定電源価値のない電気である」旨が明記されている場合（※）には、電気の需要家以外にI-RECを償却することが可能です。

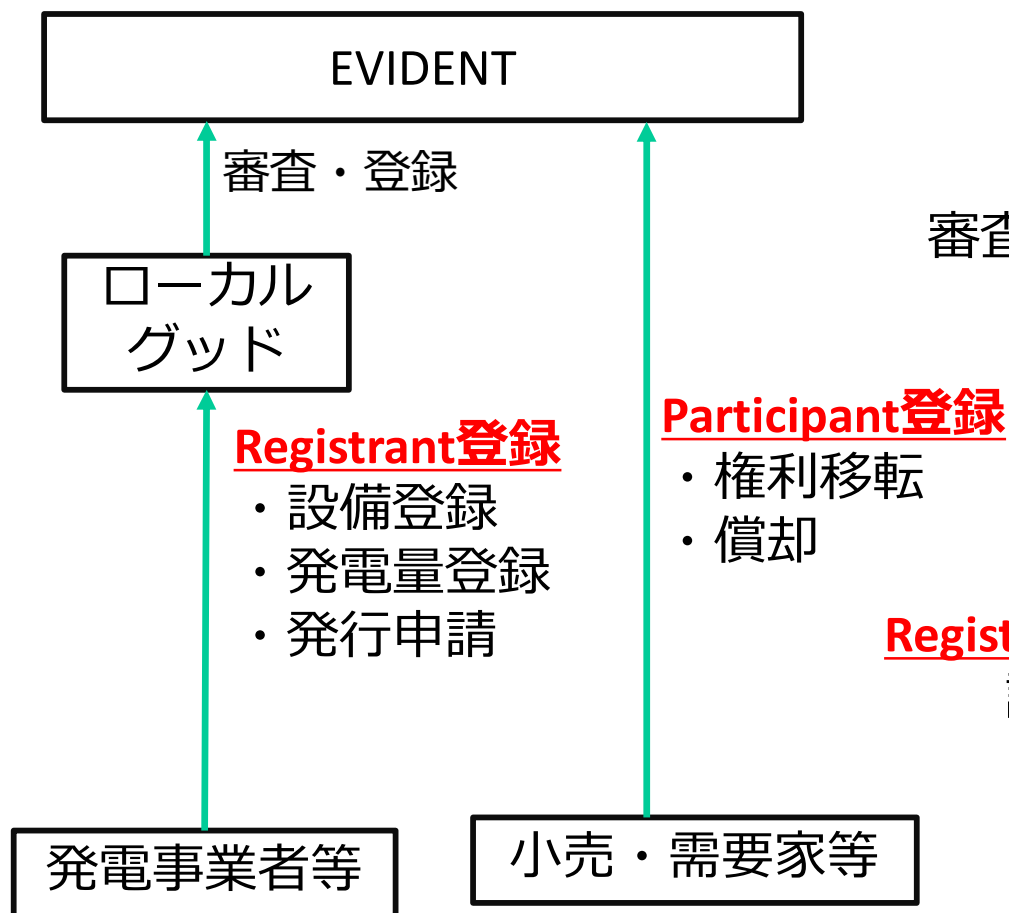
（※小売電気事業者が発電事業を行い、契約書等が存在しない場合には、発電した電力を市場に売電しているか、需要家への契約書や供給約款等で産地価値・特定電源価値を表明していないことが必要です。）

ローカルグッド
創成支援機構

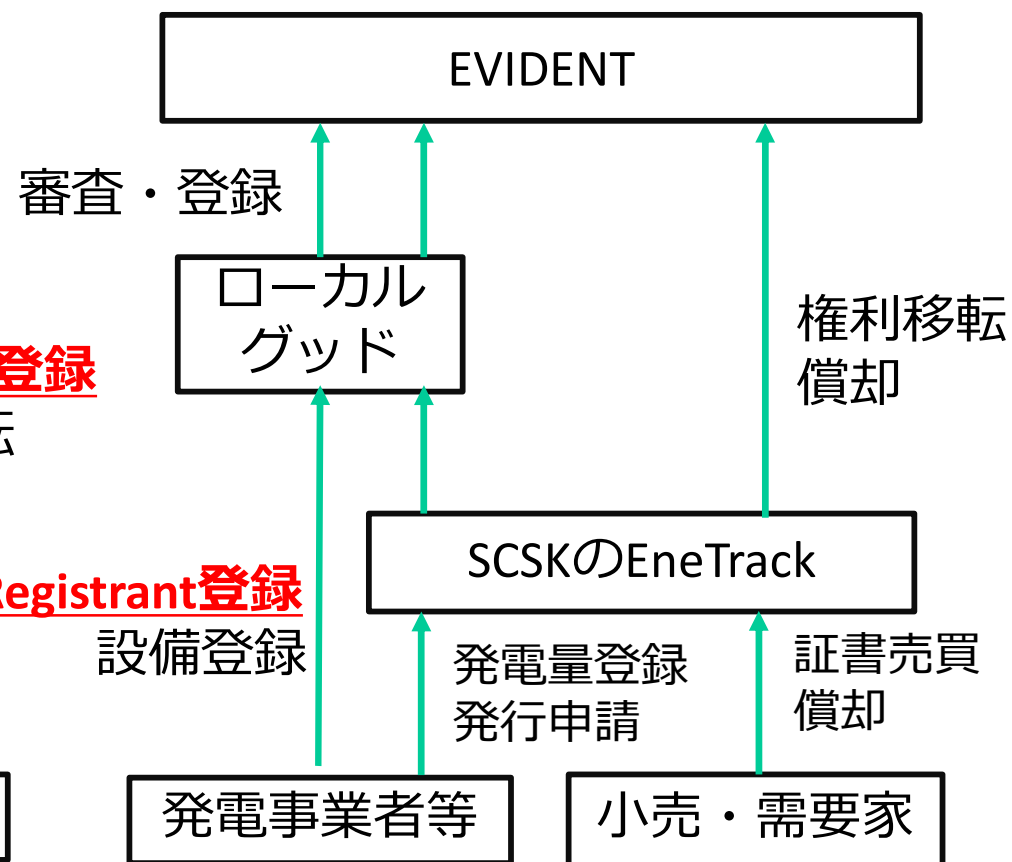


©Local Good 2022

①直接申請する方法



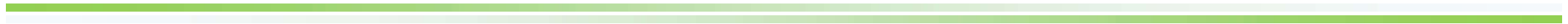
②プラットフォームオペレーターSCSKのEneTrackを活用する方法



※I-REC証書の売買相手は各自で探す必要

※Participant登録等のやりとりは英語

I-REC証書発行の手続き (直接申請する場合)



- ステップ^o1 Registrant（登録者）になる
- ステップ^o2 発電設備登録をする
- ステップ^o3 発電量を登録し、証書発行申請する

- 発電設備を保有する法人
※委任状による手続きの代理も可
- 発電設備の保有者からI-RECを発行し所有することを認められた法人
(小売電気事業者等)

次の1～4をメールにてローカルグッド

(irecあつとlocalgood.or.jp：あつとを@に変換) に送付

1 I-RECレジストリ申請フォーム ※日本語および英語で記載

※次の2通りの提出方法があります。

(1) 代表者サイン（又は代表者印）の画像挿入をしてWordで提出

(2) 代表者サイン（又は代表者印）付きをPDFで提出（この場合、サイン無しWordも提出）

2 標準利用規約（サインor記名・押印して、PDFで提出）

※提出いただいた後、ローカルグッドのサインをし、PDFで返送します（紙のやりとりは無し）

※基本的に本標準利用規約の文言調整は行うことができません。

3 申請法人の履歴事項全部証明書

4 直近の決算書（貸借対照表、損益計算書 過去12か月以内に作成されたもの）

5 誓約書（サインor記名・押印して、PDFで提出）

※審査のためローカルグッド創成支援機構が追加で書類を求める場合があります。

※資料はEvidentに共有され、Evidentによるチェックが行われます。

Registrant（登録者）になるとEvidentから

レジストリ（EVIDENT）のID・passが送付されます。

○I-REC発行時にはI-RECを引き渡すParticipant (参加者) を指定します。

自らRegistrant (登録者) とParticipant (参加者) 両方に登録するか、既存のParticipant (参加者) に取引を依頼することが必要です。

※EneTrackマーケットプレイス利用の場合はParticipant (参加者) 登録は不要です。

詳しくはSCSK株式会社にお問い合わせください。

※自家消費設備では「自家消費償却口座」の利用が可能なケースがあります。

詳しくは別資料をご覧ください。

○Registrant (登録者) とParticipant (参加者) 両方になる場合

I-RECレジストリ申請フォームに当該箇所をチェックし、前述のRegistrant (登録者) のための手続きをローカルグッドに行うと、EvidentからParticipant (参加者) に係る契約締結の連絡があります。

※提出資料がローカルグッドからEvidentに共有されます。

Participant (参加者) 登録に係る費用はEvidentに支払います。

○Participant (参加者) のみになる場合

EVIDENTヘルプデスクへお問い合わせください [helpdeskあつとevident.global](mailto:helpdesk@evident.global)

○既存のParticipant (参加者) 一覧 <https://evident.global/i-rece-participants>

- 1 EVIDENTレジストリへの入力（レジストリ利用者ガイド（Registrant登録者）参照） **※英語で入力**
※発電設備登録フォーム（Production Facility Registration Form）の記載内容と一致させてください。
- 2 添付書類（PDF等でEVIDENTレジストリにアップロード）
 - ① 発電設備登録フォーム（Production Facility Registration Form）のPDF **※日本語および英語で記載**
※責任者サインor記名・押印
 - ①-1 （Registrantと発電設備所有者（または発電者）とが異なる場合）
発電設備所有者（または発電者）による「属性の生成と所有の宣言」
※書式は①発電設備登録フォーム内に記載
※発電設備所有者（または発電者）代表者サインまたは記名・代表者印押印
 - ② 発電設備の所有者または発電者が分かる書類
（FIT認定通知書、給電申合書、各種許認可書、償却資産申告書（収受印付）等）
 - ③ 発行申請時に提出する発電量の証拠書類（P13参照）のサンプル
 - ④ 単線結線図（詳細は後述）
 - ✓ 発電設備所有者、発電者、Registrantいずれかのサインor印が必要
※担当者のサイン（または印）で可（所属、氏名を記載）
 - ✓ 英語で説明書きが必要
 - ⑤ 発電所の写真（外観がわかるもので可）

⑥（相対契約等のある電源で、電気の需要家以外にI-RECの取引を希望する場合）

- ・相対契約、特定契約の場合

- 当該契約書のコピー（一部で可）など契約内容が分かる書類

- ・特定卸供給契約の場合

- 一般送配電事業者からの「承諾書」など

⇒上記の契約書または覚書等に

「契約により供給される電気が産地価値・特定電源価値のない電気である」旨が記載されていることを確認します。

- ・小売電気事業者等が発電事業を行い需要家に供給している場合

- 需要家との契約書や供給約款等

⇒契約書や供給約款等で**当該電源からの産地価値・特定電源価値を表明していないことを確認します。**

※相対契約等がない場合（市場に売電しているケースや、電力需給運用業務のみをアグリゲーター等に委託しているケースなど）では上記の契約がなくとも電気の需要家以外にI-RECを償却することが可能です。

※審査のため追加で書類を求める場合があります

(参考) 単線結線図の説明書き・サイン（印）の例

〇〇風力発電所 単線結線図

〇〇Wind farm Single-line diagram

受電点

Receiving point

発電所名または住所が
明記されていること

売電用

Meter for
electricity sale

受電点および計測ポイントを
強調表示

VCT

Wh

キュービクル Cubicle

高圧配電盤

High-voltage
Switchboard

主要な用語に英語での説明を追記
(手書きでも可)

発電設備の容量を強調表示

(太陽光発電の場合は
パワーコンディショナの合計出力にも強調表示)

余白に担当者サイン(直筆)

または記名・押印

※発電設備所有者または発電者が望ましいが
Registrantでも可

風力発電機 2MW

Wind power
generation
2MW

風力発電機 2MW

Wind power
generation
2MW

〇〇株式会社〇〇部

〇〇 〇〇 印

※上記はイメージ図であり実際の単線結線図とは異なります

発電設備登録時には、発行申請時に提出する「発電量の証拠書類」のサンプルを提出し、認定を受ける必要があります。

発行申請時には、認定された資料と同様の証拠書類を提出していただきます。

（１）系統電力の場合：一般送配電事業者等発行の受電電力量のわかる資料

- ・小売電気事業者発行の「購入電力量の明細書」
- ・一般送配電事業者による「仕訳後の電力量のお知らせ」
「発電側課金等料金のお知らせ」など

※証拠書類がcsv形式等の場合はダウンロードの様子の録画データもご提出ください
(次頁以降 発電量の確認書類について (2) 参照)

（２）自家消費の場合

- ・発電量がわかる電力量計等の写真
- ・遠隔検針システム等による発電量のデータなど (発電量の確認書類について (3) もご参照ください)
(システム等により読み取る対象のメーターは検定済計量器であることが必要です)
- ・補機がある場合には補機使用電力量がわかる資料 ※補機消費分は認定対象外です
(補機に関する使用電力量計写真、遠隔監視システム等のデータなど)

※自家消費償却口座利用の場合は別資料もご参照ください

発電量の証拠書類について (1)

「購入電力量の明細書」等、紙ベース資料・WEBサービス画面等を提出する場合
→下記の項目にマーカーを引いたものをご提出ください。

- ①書類発行者（＝電力量検証者）名 ②契約者名 ③発電設備名または住所
④算定期間 ⑤発電電力量

（紙ベースの場合はスキャン、WEBサービスの場合は画面キャプチャして提出）
（初回提出時は英訳を附記してください）

毎度お世話になってありがとうございます。

(2) おなまえ 中電 太郎 様

(4) Target period: 20240913~20241012

(5) Total production during period: 1,234kWh

(3) Device address : Aichi pref.

(1) Issuer (Third party verifier)
Chubu Electric power grid

料金後納郵便
461-8680
愛知県 名古屋市 東区 東新町 1番地
中電 太郎 様
(9991234567890 01 000001)
親展 再生可能エネルギー受給電力量のお知らせ
中部電力パワーグリッド株式会社

再生可能エネルギー受給電力量のお知らせ
(1) 令和 5年10月分 の受給電力量を下記のとおりお知らせいたします。
なお、お支払い予定日までにご連絡がない場合、お客さまのご承諾を
いただいたものとしてお取り扱いさせていただきます。

(7) 受給電力量 1,234 kWh

(5) Total production during period: 1,234kWh

(9) 計器番号 999 第1計器
当月検出数 1234.0
前月検出数 0.0
差引 1234.0

(10) [前年同月実績] (計量日数 31日)
受給電力量 1,500 kWh

(11) [ご使用場所] 愛知県 名古屋市 東区 東新町 1番地

(13) 検針日 10月13日 計量期間 9月13日 ~ 10月12日
計量日数 30日 記事

(15) 代理報酬調整金 (1.0%) -46.2円
解体等確立金 (代理報酬分) (課税対象外) 1.9円
合計額 (1.0%) 28,043円
消費税等相当額 2,549円
合計額 (課税対象外) -1,202円

(17) 解体等確立基準額 0円99銭/kWh

代理報酬区分 セフライン

11月分の 検針日 11月14日 計量期間 10月13日 ~ 11月13日
ご案内

お支払い金額速報
中電 太郎 様
下記金額を指定口座へ振り込ませていただきました。
令和 5年 9月分 (計量期間 8月14日 ~ 9月12日)
お客さま番号 9991234567890 桁10
お支払い金額 23,200円
(うち消費税等相当額) 2,109円
受給電力量 1,000 kWh
振込年月 令和 5年 10月 3日
※口座番号の表示を希望されるお客さまは、振込窓口まで
ご確認ください。

ことばはありません。 中部電力パワーグリッド株式会社

紙ベースの例（中部電力パワーグリッドホームページより）

「仕訳後の電力量のお知らせ」等、csv・Excel形式のデータを提出する場合

→提出されたデータに改ざん等がないことを確認するため、提出されたデータと同一のデータがダウンロードされる様子をPowerPointの画面録画機能等を使って録画し、録画データをローカルグッド（irecあつとlocalgood.or.jp：あつとを@に変換）に送信してください。



- ※一般送配電事業者によっては、仕訳後の電力量のお知らせが数ヶ月でダウンロードできなくなると聞いております。
ダウンロード期限が過ぎる前に画面の録画をお願いいたします。
- ※画面の録画データが提出できない場合は、データの裏付けとなる資料をご提出いただきます。裏付けとなる資料も提出できない場合には、過去の発電量に対する発行申請ができなくなりますのでご注意ください。

検定済計量器の写真を提出する場合



- ✓ 計量器の指示数・計器番号・乗率がある場合は乗率が読み取れること
- ✓ 撮影者所属氏名・撮影日時を記載した撮影記録表を併せて撮影すること

遠隔監視システム等による発電量のデータを提出する場合

- ・ システムの概要のわかる資料（該当システムのメーカーのウェブサイト等で可）
- ・ システムにより出力された発電量のデータ

※発電量のデータがcsv形式等の場合には、裏付けとして下記の資料を併せてご提出ください。

- ・ グラフや発電量がウェブ上に表示される場合には、該当画面のスクリーンショット
- ・ 上記がない場合には、csvデータをダウンロードする様子の録画データ

ステップ3 発電量登録&発行申請の手続き

※EneTrack利用の場合はEneTrackから入力・アップロードを行います。下記は直接申請をする場合の手続きです。

1 EVIDENTレジストリへの入力（レジストリ利用者ガイド（Registrant登録者）参照）※英語で入力

※発行依頼フォーム（Issue Request Form）の記載内容と一致させてください。

2 添付書類（PDF等でEVIDENTレジストリにアップロード）

①発行依頼フォーム（Issue Request Form）のPDF※日英併記・責任者サインor記名・押印

②対象期間の認定申請する発電量が確認できる書類

※発電設備登録時に提出し認定を受けた「発電量の証拠書類」と同様のデータで
発行申請対象期間の発電量のわかるものをご提出ください（P13～16も参照）。

※証拠書類が複数の場合には合計発電量がわかるExcelシート（次頁参照）を添付

（1）系統電力の場合 ※証拠書類がcsv形式等の場合はダウンロードの様子の録画データもご提出ください（P15参照）

- ・小売電気事業者発行の「購入電力量の明細書」
- ・一般送配電事業者による「仕訳後の電力量のお知らせ」
「発電側課金等料金のお知らせ」など

（2）自家消費の場合 ※自家消費償却口座利用の場合は別資料もご参照ください

- ・検定済計量器写真、遠隔検針システム等による発電量のデータ など

検定済計量器写真については対象期間始期と終期の計量器指示数がわかるもの（P19参照）

※故障等により、対象期間内に計量器取替があった場合は、旧計量器の取外指示数、
新計量器の取付指示数を示す写真が必要となります

- ・補機がある場合には補機使用電力量がわかる資料 ※補機消費分は認定対象外です

※審査のためローカルグッド創成支援機構が追加で書類を求める場合があります

発電量の確認書類について（発行申請時）（1）

- 発電量の証拠書類が複数の場合（例えば「購入電力量のお知らせ」や「仕訳後の電力量のお知らせ」を複数月分添付する場合など）は、証拠書類と併せて合計発電量を示すエクセルデータを添付してください。（複数シートを1ファイルにまとめても構いません）

（例）購入電力量の明細書（複数月分）

合計発電量を示すエクセルデータ例

Total generation for issuance(設備ID)				
	対象期間始期 Target period_start (yyyymmdd)	対象期間終期 Target period_end (yyyymmdd)	対象期間中の発電量 合計Total value within the target period	
3月検針分For March	20240210	20240309	60,000	kWh
4月検針分For April	20240310	20240409	60,000	kWh
5月検針分For May	20240410	20240509	60,000	kWh
6月検針分For June	20240510	20240609	60,000	kWh
発行対象電力量合計 Total generation for issuance	20240210	20240609	240,000	kWh
		=	240	MWh

（例）仕訳後の電力量のお知らせ（複数月分）

発電量の確認書類について（発行申請時）（2）

- 検定済み計量器写真を提出する場合には、対象期間始期と終期の計量器指示数がわかる写真をご提出いただきます。

※ 対象期間内に計量器取替があった場合は、旧計量器の取外指示数、新計量器の取付指示数を示す写真も併せて添付し、期間中の合計発電量を示すエクセルデータを併せて添付してください。

(例) 始期



終期



発行申請対象発電量：終期指示数223456kWh-始期指示数123456kWh = 100000kWh = 100MWh

<発電設備登録>

- ・登録発電設備の設備容量(kW)の下限はありません。
- ・発電設備所有者の変更があった場合、改めての申請と登録料が必要です。
- ・I-RECを発行する電力量から非化石証書を発行する場合や対象電源に相對契約等がある場合には条件①、②の遵守のため**小売電気事業者またはParticipant（参加者）の誓約が必要**になります。

※詳しくは発電設備登録フォームでご確認ください。

<発行申請>

- ・1MWh以上からの発電量登録&発行申請が可能です

(1MWh以上であれば、1.234567MWhといったように小数点以下6桁まで可能)

※同じ年で1MWh以上とする必要があります。年をまたぐ場合は分けて申請の必要があります。

※発行要求が承認された後、発行される証明書を期間ごとに分割することはできません。

(例) 対象期間が6月1日から7月31日である場合、2ヶ月分の発電量に対する証書を発行することは可能ですが、発行後の証書を6月分と7月分に分割することは不可能です。可能であれば月ごとの発行申請をお願いします。

- ・発電量の一部のみを発行申請することも可能ですが、同一期間中の発電量について申請できるのは一回のみとなります。後日残りの発電量について発行申請することはできません。
- ・発行申請時に、I-REC証書を引き渡すParticipant（参加者）を指定する必要があります。

(EneTrackのマーケットプレイスを利用する場合にはSCSK株式会社にお問い合わせください)

(1) 発電設備登録時の「有効登録日」は、発電設備登録の申請日に応じて次のとおり遡ることが可能です（有効登録日において既に発電設備が運転開始している必要）。

- ① 申請日が1月1日以降4月10日まで：有効登録日は、前年1月1日以降指定可能
- ② 申請日が4月11日～8月10日：有効登録日は前年7月1日以降が指定可能
- ③ 申請日が8月11日以降12月31日まで：有効登録日は当年1月1日以降が指定可能

(2) I-RECの発行は、発行申請の申請日に応じて、次のとおり対象発電量を遡ることが可能です。

※発電設備登録時の「有効登録日」以降の発電量に係るものとなります

※**発電量の証拠書類が提出できない分は申請できませんのでご注意ください**

- ① 申請日が1月1日以降5月5日まで

：前年1月1日以降の発電量に係るI-REC発行申請が可能

- ② 申請日が5月6日～9月5日：前年7月1日以降の発電量に係るI-REC発行申請が可能

- ③ 申請日が9月6日以降12月31日まで

：当年1月1日以降の発電量に係るI-REC発行申請が可能

注(1)(2)とも、**申請日とは、申請に必要な全ての情報が入力または添付され、EVIDENTにより提出された日**です。書類不備等により申請日が期限を超えた場合について、発行者は責任を負いかねます。申請いただいてからローカルグッドからの書類不備連絡には一定の時間がかかりますので、当該時間を考慮に入れ、**必ず期限内に余裕を持って申請**ください。

ステップ 1 Registrant（登録者）登録
書類不備がなければ 3～4 週間程度

ステップ 2 発電設備登録
書類不備がなければ 2 週間程度

ステップ 3 発電量登録 & 発行申請
書類不備がなければ 1 週間程度

- ※ 蓄電池併設、混焼バイオマス等、イレギュラーなケースは上記よりお時間をいただく場合があります。
- ※ 混雑等により標準処理期間より遅れが見込まれる場合には、ローカルグッドのWEBサイトにてお知らせします。

①直接申請する場合の必要経費（税抜）

（１）Registrant（ローカルグッドから請求）

- ・発電設備登録料（５年間） 95,000円／設備

※複数発電設備があるが、売電の際の電力系統との連系点（受電点）が１か所などの場合には別途ご相談ください。

- ・I-REC発行料（発電量認定料）

通常の場合 : 3円/MWh (=0.003円／kWh)

自家消費償却口座利用の場合 : 4.5円/MWh (=0.0045円／kWh)

（２）Participant（EVIDENT運営会社のEvidentから直接請求）

- ・One-time trade account opening fee（口座開設料） EUR 500.00
- ・Annual trade account fee（年間口座維持料） EUR 2000.00
- ・Additional redemption account fee EUR 0.00
- ・Redemption fee（償却費用） (per MWh) EUR 0.06

※2023年1月現在の参考金額です。料金改定等がある場合があります。

正確な金額等は直接お確かめください。

https://www.trackingstandard.org/wp-content/uploads/Fee-structure-2023_V1.4.pdf

②EneTrackを活用する場合の必要経費

EneTrackのサイトをご覧ください。

<https://www.scsk.jp/sp/enetrack/>

OI-REC証書の「発行」に関すること

お問合せ先：（一社）ローカルグッド創成支援機構 irecあつとlocalgood.or.jp
（あつとを@に変換・問い合わせはメールでお願いいたします。）

※今後、できる限り柔軟かつ合理的な手続きに改善していきたいと思っています。
改善要望等は上記メールアドレスに随時ご連絡ください。

OI-REC証書の移転、償却に関すること、EVIDENTに関すること

お問合せ先：I-Track財団 secretariatあつとirecstandard.org または
EVIDENTヘルプデスク helpdeskあつとevident.global
※あつとを@に変換・ともに英語で問合せが必要

OSCSKのEneTrackに関すること

EneTrackのサイトをご覧ください。
<https://www.scsk.jp/sp/enetrack/>

（一社）ローカルグッド創成支援機構は、I-RECを通じ、
地域貢献し追加性のある再エネの価値向上を目指します